

『患者様へ、ご理解、ご協力のお願い』

2024年6月の診療報酬改定により、糖尿病、高血圧、脂質異常症を主病として通院される患者様に算定する点数が「生活習慣病管理料」に変更となります。

この点数は、厚生労働省の示したルールにより、「療養計画書」の作成と患者様の同意が必要となります。

何卒、ご理解とご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

院長